

令和元年9月9日  
(2019年)

## 指定障害福祉サービス事業者の指定の一部の効力の停止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定の一部の効力を停止しますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 対象事業者(事業所を運営する法人)

- (1) 事業者名称 特定非営利活動法人 社会自立支援活動研究所
- (2) 代表者 理事長 多胡 政彦
- (3) 所在地 吹田市上山手町1番29号

#### 2 対象事業所

- (1) 事業所名称 グループホーム・コスモス寮(第二)
- (2) 事業種別 共同生活援助

※地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

- (3) 事業所番号 2721600084
- (4) 指定(更新)年月日 平成30年10月1日
- (5) 利用定員 20名

※一定の地域の範囲内に所在する複数の共同生活住居を、一つの共同生活援助事業所として指定しています。

#### 3 指定の一部の効力の停止内容

指定の一部の効力の停止6か月間(6か月間の新規利用者の受入停止)

#### 4 指定の一部の効力の停止期間

令和元年(2019年)10月1日から令和2年(2020年)3月31日

#### 5 指定の一部の効力の停止理由

- (1) 法第50条第1項第2号(法第42条第3項の規定に違反)に該当

以下のとおり、指定共同生活援助事業所において、障がい者虐待と認められる行為が行われた。

平成31年3月29日から法第48条に基づく監査を実施した結果、法第42条第3項に規定され

る障がい者の人格を尊重し、障がい者のため忠実に職務を遂行する責務について違反していた。

**【身体的虐待と認められた行為】**

利用者の障がい特性に対応するにあたり、両手・両肘を掴んで行動を制限する等の身体拘束を行っていたが、これまで利用者の行動を制限する行為を行うにあたり、やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件（切迫性、非代替性、一時性）の検討をしていなかった。

組織として検討し、決定する体制をとらずに、当該行為が行われていた。

**【心理的虐待と認められた行為】**

① 1名の利用者のトイレ介助や着替え介助等の介護、洗濯や掃除等の家事を、同一の共同生活住居（以下「住居」という。）に入居する別の利用者2名にさせていた。

本来、指定共同生活援助事業所の従業者が行う利用者に対する支援の一部を、同一の住居に入居している他の利用者にさせていた。

② すでに利用者2名が入居（利用契約）している住居に、別の住居に入居（利用契約）している利用者2名を寝泊まりさせていた。

事業者の都合により、利用者の住居を移動させていた。

**【放棄・放置と認められた行為】**

1名の利用者のトイレ介助や着替え介助等の介護、洗濯や掃除等の家事を、同一の住居に入居している別の利用者2名にさせていた。利用者に対して、指定共同生活援助事業所の従業者による必要な支援が行われていなかった。

**(2) 法第50条第1項第4号（適正な事業の運営に違反）に該当**

指定共同生活援助事業所の管理者は、従業者に大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（大阪府条例第107号。以下「大阪府条例」という。）に規定される、指定共同生活援助に係る運営に関する基準を遵守させるための必要な指揮命令を行わなければならないが、本市が平成31年3月29日から法第48条に基づき監査を実施した結果、以下について違反していた。

当該管理者が指定共同生活援助の運営に関する基準を把握しておらず、従業者に対して当該基準を遵守させるための必要な指揮命令を行っていなかった。

大阪府条例に規定される管理者の責務に違反していた。**【大阪府条例第201条において準用する第68条第2項に違反】**

**【お問い合わせ先】**

吹田市福祉部福祉指導監査室

障がい事業者担当

電話番号：06-6155-8743（直通）

ファックス：06-6317-5356